

令和7年度

**繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金
募集要項**

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金 募集要項

1 目的

北九州市では、ナイトタイムエコノミーの促進を図ることを目的として、繁華街エリアへの夜間の誘客が期待できるイベントや繁華街エリア内の情報発信を行おうとする事業者に対し、市が補助金を交付し、繁華街エリアの活性化を促進します。

2 補助対象者

以下の全てを満たす場合、補助金の申請が可能です。

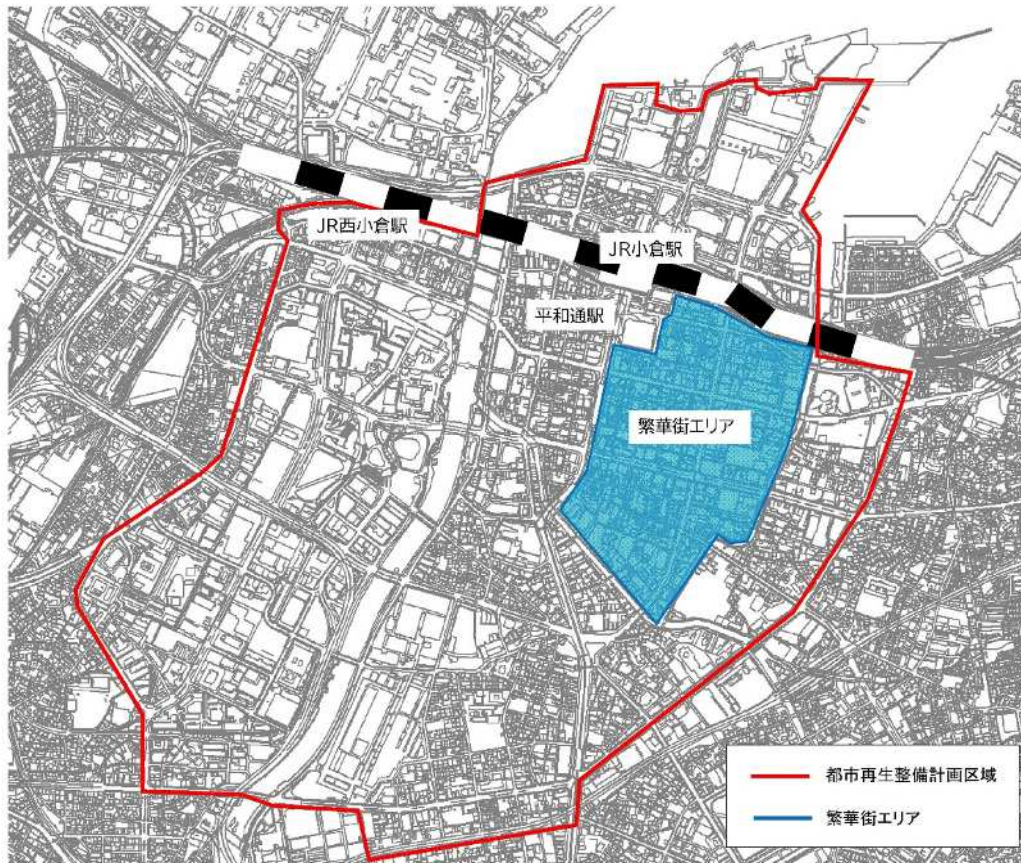
- (1) 繁華街エリア内に活動の拠点を有する法人又は団体であること
- (2) 自らが事業主体となり、企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できること
- (3) 特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係ある団体ではないこと
- (4) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる者でないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

3 補助対象となる企画等

上記1の目的に沿った企画等で以下の必須要件及び各事業の要件を満たすものが対象となります。

- (1) 繁華街エリア内で実施すること。
- (2) 繁華街エリア内のナイトタイムエコノミーの促進を目的とし、特に若者世代や外需の取り込みが期待できる事業等であること。
- (3) 特定の施設や店舗などへの集客を目的とせず、エリアの回遊性向上が期待できる事業等であること。
- (4) 開催時間を設ける場合は、夜間（概ね 18:00～22:00）の時間帯の一部または全部を含む時間帯であること。
- (5) イベントを開催する場合は、初年度以降3年間以上の継続が可能なイベント計画であること。また、4年目以降は、自走することが可能なイベントであること。

※繁華街エリアとは、以下の地図に示すエリアを指します。



ただし、次の事業を除きます。

- (1) 国、県、本市並びにこれらの関係団体から他の補助金等を受けて実施する事業
- (2) 特定の個人や個別団体等に対する給付を目的とする事業
- (3) 政治、宗教的活動を目的とする事業
- (4) 補助金の交付決定前に契約等を行い実施したとみなされる事業

4 補助金額及び補助対象経費

補 助 金 額 1 事業当たり補助対象経費に以下の補助率を乗じた額とします。
ただし、いずれの年度も上限は100万円です。

補助の回数	補助率
1 回目	4 / 5
2 回目	2 / 3
3 回目	1 / 2

補助対象経費 会場関係費、広告宣伝費 他 ※詳細は要綱をご確認ください。

そ の 他 (1) 1 つの団体が実施する同一事業に対する補助の交付回数（事業年度）は 3 回（事業年度）を上限とします。
(2) 1 つの団体が「本補助金を初めて申請する事業」は 1 年度につき 1 件を上限とします。
(3) 補助金額については、総事業費から補助対象経費を査定し、審査のうえ決定しますので、申請通りの額が交付されるとは限りません。

5 補助予定件数

3 件程度（見込み） ⇒ 第 2 期は 1 ～ 3 件程度採択予定

※申請者の申請金額により採択件数が変動いたします。

※補助金予算額に達した場合、その後の募集は行いません。

6 事業計画書等の提出

提出受付期間 第1期：令和7年6月27日（金）から7月31日（木）——平日のみ
第2期：令和7年10月1日（水）から10月31日（金）平日のみ
受付時間は、8 時30分から17時15分までです（12時から13時は除きます。）

提 出 方 法 持参、郵送、もしくはデータ送付

注 意 事 項 1 各期で対象としている事業の実施期間は以下のとおりです。
上半期：令和7年8月下旬頃（採択決定）から11月30日
下半期：令和7年11月下旬頃（採択決定）から令和8年2月15日

例）12月に実施するイベントについて補助申請を行う場合、
上半期では対象外となり、下半期に申請することとなります。

2 提出前に本補助金事業担当者と必ず内容等の事前協議を行ってください。正式な提出は、協議後の受付となります。

7 提出書類

事前協議の後、以下に従い、提出受付期間内に必要書類を事務局まで提出してください。
申請に係る一切の費用については、申請者の負担とします。

(1) 必要書類

- ① 団体概要調書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書及び根拠となる見積書
- ④ 継続に向けた計画書
- ⑤ 暴力団排除に関する宣誓書兼団体等役員一覧表
- ⑥ 市内事業者に工事等を発注できない理由書
※市内事業者に発注しない場合のみ
- ⑦ 団体の定款、規約、会則等の写し
- ⑧ 法人においては、履歴事項全部証明書及び役員等名簿。
- ⑨ 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- ⑩ 前年度の活動実績がある場合は、その決算書
- ⑪ 団体の活動内容がわかるもの（総会資料、パンフレット、チラシ等）
- ⑫ その他事業実施計画等を説明するために必要な書類

※収支予算書は、補助対象経費の科目毎に集計してください。

※収支予算書の根拠となる見積書については、補助対象経費とそれ以外の経費の区別をしてください。各経費の仕分けの詳細はQ & Aのとおりです。

(2) 提出部数

紙での提出1部又はデータの提出

※必要書類を上記(1)の記載の順に並べて提出すること。

8 審査

(1) 審査方法

応募者ごとに時間を指定し、プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）により審査を行います。応募多数の場合は、事前にプレゼンテーション等を実施する事業の絞り込みを行います。

(2) 審査員

北九州商工会議所、学識経験者、北九州市職員などから数名選出。

(3) 審査会の日程

第1期：令和7年8月中旬頃

第2期：令和7年11月中旬頃

(4) 審査結果通知

第1期：令和7年8月下旬頃

第2期：令和7年11月下旬頃

※採択・不採択に関わらず、審査結果をお知らせします。

(5) その他

※補助事業の採択にあたっては、事業の一部変更を条件に付す場合があります。

※補助金額については、申請内容を審査のうえ決定しますので、申請通りに交付されとは限りません。

※採択・不採択に関する異議申し立て等は一切受け付けません。不採択となった場合の理由をお答えすることはできません。

※提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

9 申請書の提出、補助金の支払い

申請書の提出 審査結果通知後、採択事業者は事業開始前

補助金の支払い 事業等の終了後に提出する実績報告が完了した段階で支払い手続きを行います。

※補助金の請求にあたっては実績報告書の提出が必要です。

必要書類を期日までにご提出ください。

10 その他

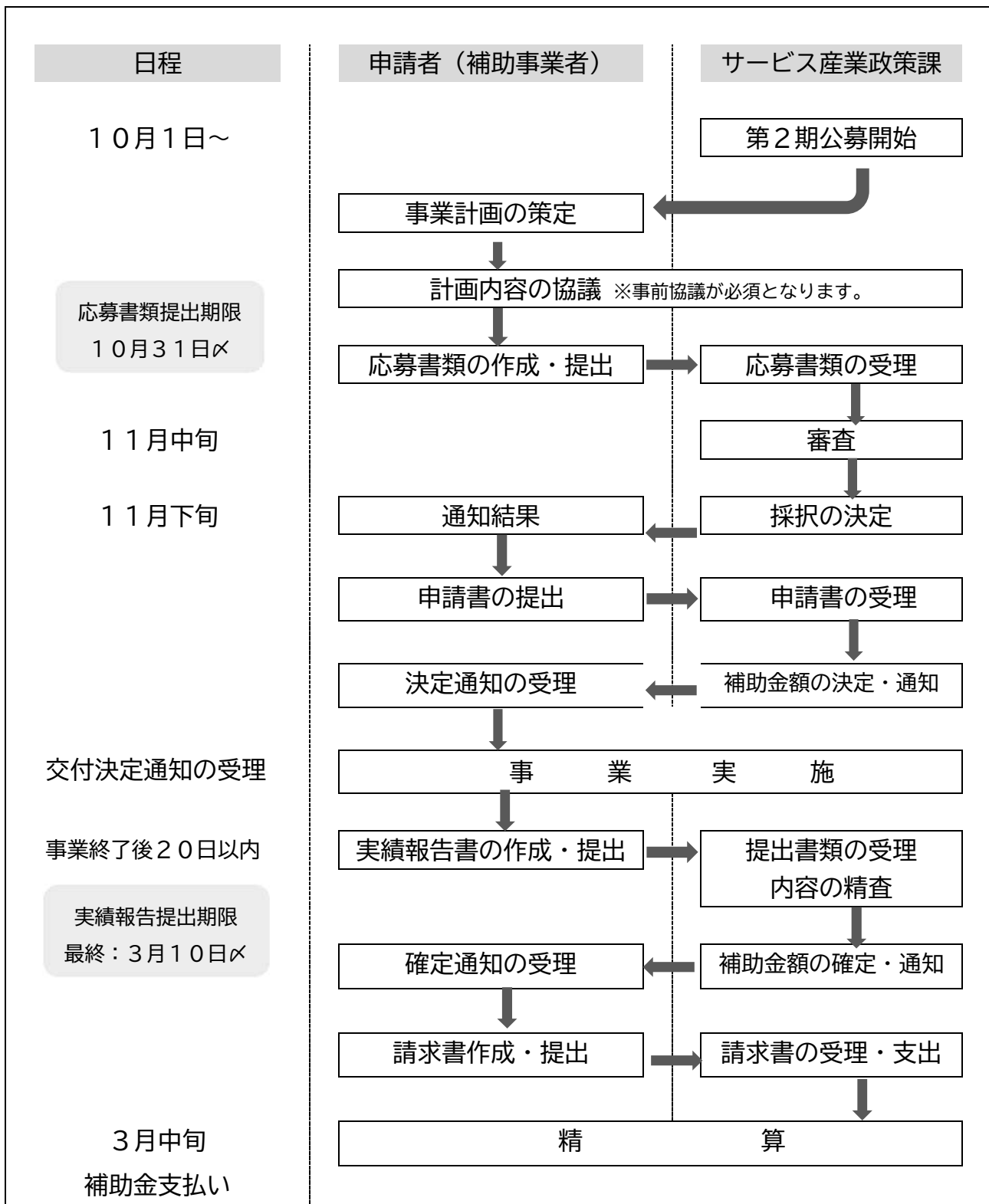
本募集要項のほか、詳細について下記資料を必ずご確認ください。

繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金交付要綱

繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金交付要領

ナイトタイムエコノミー推進プロジェクトQ&A

11 事業スケジュール（例：第2期を10月1日から募集開始した場合）



※上記は、実績報告書提出の最終期限（3月10日）の場合の補助金支払いスケジュール例です。
イベントの実施や実績報告書類の提出時期が早くなれば、補助金の支払いも早くなります。

12 申請書類の提出先・お問い合わせ先

宛先	北九州市産業経済局 サービス産業政策課 担当:事柴(ことしば)
住所	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所 本庁舎7階
メール	san-service@city.kitakyushu.lg.jp
電話	093-582-2050